

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	国土交通省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

倉庫業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 倉庫業の登録

① 手続の概要

倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。登録を受けようとする者は、倉庫業法第4条第1項に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。申請書には倉庫業法施行規則第2条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(2) 倉庫の位置等の変更登録

① 手続の概要

倉庫業の登録を受けた者で倉庫業法第4条第1項各号に掲げる事項について変更しようとするときは倉庫業法施行規則第4条第1項に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び地方運輸局長に提出しなければならない。申請書には倉庫業法施行規則第4条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(3) 倉庫業に係る軽微な変更の届出

① 手続の概要

倉庫業者で倉庫業法第7条第1項ただし書の軽微な変更をしたときはその日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(4) 営業廃止の届出

① 手続の概要

倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(5) 倉庫料金届出書の提出

① 手続の概要

倉庫業者はその営業に係る倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め又は変更したときは、料金の設定又は変更後30日以内に倉庫業法施行規則第24条第1項に掲げる事項を記載した倉庫料金届出書を国土交通大臣及又は地方運輸局長に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(6) 役員変更届出書の提出

① 手続の概要

倉庫業者（法人に限る。）は、その役員を変更したときは、その日から 30 日以内に、氏名等及び変更に係る役員の氏名を記載した役員変更届出書に当該変更に係る役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付してこれを地方運輸局長に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物入出庫高及び保管残高報告書の提出

① 手続の概要

倉庫業者は、四半期毎に期末倉庫使用状況を記載した期末倉庫使用状況報告書並びに受寄物入出庫高及び保管残高を記載した受寄物入出庫及び保管残高報告書を当該四半期の経過後 30 日以内に地方運輸局に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 倉庫業の登録

(2) 倉庫の位置等の変更登録

(3) 倉庫業に係る軽微な変更の届出

(4) 営業廃止の届出

(5) 倉庫料金届出書の提出

(6) 役員変更届出書の提出

(7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物入出庫高及び保管残高報告書の提出

○ 行政事務手続き簡素化及び標準処理期間の短縮に向けた取り組みとして、(1)～(7)に係る手続きについて申請窓口である地方運輸局に対し調査を行った。調査した内容を踏まえ、手続きの簡素化及び標準処理期間の短縮に向けて、申請、届出書類の簡素化や更なる手続書類の簡素化について段階的に申請手続きの運用の見直し等検討を行った。【2018 年度実施済】

○ 倉庫業法施行規則等を改正し、(1)及び(2)に係る倉庫の施設設備基準の合理化、申請手続に必要な書類の省略等の簡素化を図った。【2018 年度実施済】

○ (7)については、オンライン上の報告システムの構築を行い、試行期間を設けた後、順次運用開始予定。【2019 年度以降実施予定】

○ (1)～(7)については、既に国土交通省HPにおいて、記載例の掲載をしている。

3 コスト計測

1. 選定理由

(7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物入出庫高及び保管残高報告書の提出年間件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物入出庫高及び保管残高報告書の提出

方法：事業者ヒアリングにより実施。報告書類の作成、提出までに要する時間を聴取。

時期：2017 年 10 月～12 月及び 2018 年 10 月～12 月に実施。

3. コスト計測の結果

(2017 年度計測分) 1 件当たりの平均時間コスト : 1 時間

総時間コスト : 1 時間 × 53,566 件 = 53,566 時間

報告書作成に係る時間は、報告書へ記載するデータの抽出に 30 分、報告書への入力に 15 分、印刷・郵送に係る処理に 15 分とした。

(2018 年度計測分) 1 件当たりの平均時間コスト : 1 時間

総時間コスト : 1 時間 × 50,180 件 = 50,180 時間

報告書作成に係る時間は、2017 年度計測分と同様に、報告書へ記載するデータの抽出に 30 分、報告書への入力に 15 分、印刷・郵送に係る処理に 15 分とした。

貨物利用運送事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 第1種貨物利用運送事業の登録

① 手続の概要

第1種貨物利用運送事業を經營しようとする者は国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。登録を受けようとする者は、貨物利用運送事業法第4条第1項に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。申請書には貨物利用運送事業法施行規則第4条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に順次掲載予定。

(2) 第1種貨物利用運送事業の変更の届出

① 手続の概要

第1種貨物利用運送事業者で、貨物利用運送事業法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項について変更があったとき又は同法7条第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に順次掲載予定。

(3) 第1種貨物利用運送事業の廃止の届出

① 手続の概要

第1種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に順次掲載予定。

(4) 第2種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事業計画の変更の認可

① 手続の概要

第2種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。変更の認可を申請しようとする者は、貨物利用運送事業法施行規則第20条第1項に掲げる事項を記載した変更認可申請書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に順次掲載予定。

(5) 第2種貨物利用運送事業の集配事業計画の変更等の届出

① 手続の概要

第2種貨物利用運送事業者は、貨物利用運送事業法施行規則第18条第2項第4号イに掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものを変更するときは、あらかじめ、同施行規則第18条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号に掲げる事項又は同施行規則第18条第2項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものを変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。届出をしようとする者は、同施行規則第21条第2項に掲げる事項を記載した事前届出書又は同施行規則第22条第2項に掲げる事項を記載した事後届出書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に順次掲載予定。

(6) 事業報告書及び事業実績報告書の提出

① 手続の概要

貨物利用運送事業を営業者は、貨物利用運送事業報告規則第2条に定めるとおり事業報告書及び事業実績報告書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に順次掲載予定。

(7) 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に限る）の運賃及び料金の設定又は変更の届出

① 手続の概要

貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第1種貨物利用運送事業を営業者に限る）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に貨物利用運送事業報告規則第3条第1項に掲げる事項を記載した届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に順次掲載予定。

(8) 貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体の届出

① 手続の概要

貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体は、貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に順次掲載予定。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 第1種貨物利用運送事業の登録

(2) 第1種貨物利用運送事業の変更の届出

(3) 第1種貨物利用運送事業の廃止の届出

(4) 第2種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事業計画の変更の認可

(5) 第2種貨物利用運送事業の集配事業計画の変更等の届出

(6) 事業報告書及び事業実績報告書の提出

(7) 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に限る）の運賃及び料金の設定又は変更の届出

(8) 貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体の届出

○ 手続の簡素化および標準処理期間の短縮に向けた取り組みとして、今年度申請分より一部申請、届出手続（5）及び（7）について申請書様式の国土交通省HPへの掲載による申請書類作成負担の軽減や提出書類の削減等を行い申請、届出書類の簡素化を開始している【2017年度から実施】。

○ 当該運用の結果を踏まえ、別の手続における手続の簡素化及び標準処理期間の短縮に向けて、引き続き、（1）～（4）、（6）及び（8）について申請書様式の国土交通省HPへの掲載による申請書類作成負担の軽減や申請、届出書類の簡素化や更なる手続書類の簡素化について段階的に検討を行う【2018年度以降順次実施】。

不動産の鑑定評価に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 不動産鑑定業者の更新の登録

① 手続の概要

不動産鑑定業を営もうとする者は、2以上の都道府県に事務所を設ける者は国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地に属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

なお、不動産鑑定業者の登録の有効期間は5年であるため、引き続き不動産鑑定業を営むためには更新の登録を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(2) 不動産鑑定業者の変更の登録

① 手続の概要

登録をした不動産鑑定業者は、登録事項（名称又は商号、役員、事務所の所在地・名称、事務所ごとの専任の鑑定士の氏名等）に変更があつたときは、登録をした行政庁宛に変更届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(3) 書類の提出

① 手続の概要

不動産鑑定業者は、毎年1回、過去1年間における事業実績の概要を記載した書類、事務所ごとの不動産鑑定士の変動を記載した書類等を登録した行政庁宛に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

また、電磁的記録媒体の郵送による申請書類・添付書類の提出が既に可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 不動産鑑定業者の更新の登録

(2) 不動産鑑定業者の変更の登録

(3) 書類の提出

- 登録申請書、変更登録申請書等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- HP上によくある添付漏れや記載ミス等の例を掲載し、申請の手戻りがゼロとなるよう工夫する。【2017年度実施済】
- 「不動産鑑定業者の更新の登録」、「変更の登録」について、各都道府県のローカルルールの実態把握に取り組む。【2018年度】
- HP上に掲載している申請書等様式でPDF形式になっている箇所を編集可能なWord形式等に修正し、申請書等作成の手間の省力化を図る。【2018年度】

宅地建物取引業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 宅地建物取引業の免許

① 手続の概要

宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置して営業しようとする場合には国土交通大臣の、一の都道府県の区域内に事務所を設置して営業しようとする場合には当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキャンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(2) 宅地建物取引業の免許の更新

① 手続の概要

宅地建物取引業の免許の有効期間は5年であるため、有効期間満了も引き続き宅地建物取引業を営む場合は、免許の更新を受けなければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキャンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(3) 免許申請事項の変更の届出

① 手続の概要

免許を受けた宅地建物取引業者は、商号又は名称、役員の氏名、事務所の名称及び所在地等に変更があった場合には、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキャンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(4) 廃業の届出

① 手続の概要

免許を受けた宅地建物取引業者は、宅地建物取引業を廃止した場合、合併により消滅した場合等には、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極

めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキャンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(5) 営業保証金供託済の届出

① 手続の概要

宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキャンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(6) 事務所新設の場合の営業保証金の供託済の届出

① 手続の概要

宅地建物取引業者は、事業の開始後に新たに事務所を設置し、営業保証金を供託したときは、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

(7) 業務を行う場所の届出

① 手続の概要

宅地建物取引業者は、売買契約の締結又は契約の申込みを受ける物件の案内所等の業務を行う場所を設置する場合は、免許を受けた行政庁及びその所在地を管轄する都道府県知事に所在地、業務内容等を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキャンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(8) 営業保証金取戻し公告の届出

① 手続の概要

宅地建物取引業者が営業保証金の取戻しをしようとして公告をしたときは、遅滞なく、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 宅地建物取引業の免許
- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
- (3) 免許申請事項の変更の届出
- (4) 廃業の届出
- (5) 営業保証金供託済の届出
- (6) 事務所新設の場合の営業保証金の供託済の届出
- (7) 業務を行う場所の届出
- (8) 営業保証金取戻し公告の届出

○ 免許申請書や変更届出書等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】

○ 宅地建物取引業法に基づく手続は省令で定められた様式により統一されているが、本省及び地方整備局等のHPに掲載している申請書類は、編集のできないPDF形式となっている場合がある。事業者の負担の減少のため、ワードやエクセル等の編集可能な様式に変更するとともに、必要に応じて記載要領等を作成し掲載する。【2017 年度実施済】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
- (3) 免許申請事項の変更の届出
年間申請・届出件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
- (3) 免許申請事項の変更の届

①方法：事業者ヒアリングにより実施。当該手続きに係る工程を、準備、作成・収集、提出に分けて、コスト計測を実施する。

②時期：事業者からの申請受理や業界団体との意見交換等の機会を捉え、2017 年度（3月）に実施。また、2018 年度以降、前年度と概ね同時期に実施。

3. コスト計測の結果

- (2) 宅地建物取引業の免許の更新

(2017 年度計測分)

- ① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：88.3 時間
- ② 総時間コスト：88.3 時間×28,291 件＝2,498,095 時間

(2018 年度計測分)

- ① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：83.8 時間
- ② 総時間コスト：83.8 時間×28,291 件＝2,370,786 時間

- (3) 免許申請事項の変更の届出

(2017 年度計測分)

- ① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：48.4 時間
- ② 総時間コスト：48.4 時間×44,469 件＝2,152,300 時間

(2018 年度計測分)

- ① 申請 1 件当たりの平均時間コスト : 52.4 時間
- ② 総時間コスト : $52.4 \text{ 時間} \times 44,469 \text{ 件} = 2,330,176 \text{ 時間}$

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) マンション管理業の登録事項の変更の届出

① 手続の概要

登録を受けたマンション管理業者は、商号・名称又は氏名及び住所、事務所の名称及び所在地等、役員の氏名等に変更があったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

(2) マンション管理業者の廃業等の届出

① 手続の概要

登録を受けたマンション管理業者は、マンション管理業を廃止した場合、合併により消滅した場合等には、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HP においては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) マンション管理業の登録事項の変更の届出

(2) マンション管理業者の廃業等の届出

- 登録申請書や変更届出書等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく手続は省令で定められた様式により統一されているが、本省及び地方整備局等の HP に掲載している申請書類は、編集のできない PDF 形式となっている場合がある。事業者の負担の減少のため、ワードやエクセル等の編集可能な様式に変更するとともに、必要に応じて記載要領等を作成し掲載する。【2017 年度実施済】

不動産特定共同事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出

① 手続の概要

許可を受けた不動産特定共同事業者は、商号又は名称、役員の氏名、事務所の名称及び所在地等に変更があった場合には、許可を受けた主務大臣（国土交通大臣及び金融庁長官）又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。
また、電磁的記録媒体の郵送による申請書類・添付書類の提出が既に可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出

- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（平成二十九年内閣府国土交通省令第四号）において、必要な提出書類の簡素化を図り、事務所付近の地図及び事務所の写真、事務所を使用する権原に関する書面等の添付を不要とするなど、提出書類・情報の見直しを具体的に実施した。【平成29年度実施済】
- 提出書類（許可申請書等・誓約書）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- 変更届出については、変更届出書の記載事項について入力フォームに詳細な記載要領を付けた書式を公表することにより手続をわかりやすくすることで、許可事業者の負担の軽減を図る。【2017年度実施済】

建設業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 建設業の許可

① 手続の概要

建設業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合には国土交通大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合には当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。また、建設業の許可の有効期間は5年とされ、許可の更新を受けなければその効力を失う。

許可を受けようとする者及び許可の更新を受けようとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合には国土交通大臣に、1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合には当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に許可申請書及び添付書類を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(2) 変更の届出

① 手続の概要

許可を受けた建設業者は、「商号又は名称」、「営業所の名称及び所在地」、「(法人である場合) 資本金額及び役員等の氏名」、「(個人である場合) その者の氏名及び支配人の氏名」、「経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者」に変更があったときは、当該許可を受けた行政庁に変更届出書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(3) 決算報告

① 手続の概要

許可を受けた建設業者は、毎事業年度終了の時ににおいて工事経歴書、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面、貸借対照表、損益計算書等を、毎事業年度経過後4月以内に、当該許可を受けた行政庁に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(4) 廃業等の届出

① 手続の概要

許可を受けた建設業の廃止等を行ったときは、当該許可を受けた行政庁宛に廃業届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 建設業の許可

(2) 変更の届出

(3) 決算の報告

(4) 廃業等の届出

- 行政手続の簡素化により申請者の負担を軽減するため、電子申請のあり方や虚偽申請に係る対応のあり方を含め、申請書類等の簡素化について検討を行う。また、許可の更新等に当たっての申請書類については、既に省略可能な書類等を定めて、一定の行政手続コストの削減に寄与する取組を行っているところではあるが、更なる申請書類等の削減について検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。

- 変更の届出や廃業等の届出など、提出を要する様式が一つに限られている手続についても、添付書類も含めて削減できる書類がないか等について、併せて検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。
- 上記については、平成30年度予算において建設業者や許可行政庁（地方整備局等・都道府県）へのアンケート調査における実態把握やシステム構築に関する検討を行うとともに、都道府県等との調整を行い、必要な措置を講じる予定。また、許可申請書類等のインターネットでの閲覧についても、電子申請化と合わせて検討する。【2018年～2019年度】
- 平成30年度においては、建設業者及び許可行政庁に対し、建設業許可申請の簡素化・電子申請化に対するアンケート調査の実施、地方整備局、地方公共団体の許可事務担当者との簡素化に向けた打合せを複数回実施した。アンケート調査と打合せ結果を踏まえ、更なる申請書類の削減を検証し、平成31年度中に関係法令等の改正及び許可行政庁、建設業者への周知を図る。
また、平成30年度の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）において、経由事務の廃止が決定された（都道府県が経由を希望する場合を除く）ため、申請者の提出コスト削減が一部今後見込まれる。【2018年～2019年度】
- 建設業許可申請書（様式第1号）や誓約書（様式第6号）等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (1) 建設業の許可
- (2) 変更の届出
- (3) 決算の報告
- (4) 廃業等の届出
年間申請件数が多く、手続きコストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 建設業の許可
- (2) 変更の届出
- (3) 決算の報告
- (4) 廃業等の届出
 - ①方法：行政書士へのアンケート調査により実施。当該手続きに係る工程を、準備、作成・収集、提出に分けて、コスト計測を実施する。
 - ②時期：平成29年度は実施済（12～1月）。
平成30年度以降、前年度と概ね同時期に実施予定。

3. コスト計測の結果

- (1) 建設業の許可
 - (2017年度計測分)
 - ① 申請1件当たりの平均時間コスト：140.9（時間）
 - ② 総時間コスト：140.9（時間）×135,586件＝19,097,288（時間）
 - (2018年度計測分)
 - ① 申請1件当たりの平均時間コスト：145.8（時間）
 - ② 総時間コスト：145.8（時間）×135,586件＝19,765,228（時間）

(2) 変更の届出

(2017年度計測分)

- ① 届出1件当たりの平均時間コスト：68.7（時間）
- ② 総時間コスト：68.7（時間）×103,003件＝7,073,216（時間）

(2018年度計測分)

- ① 届出1件当たりの平均時間コスト：75.4（時間）
- ② 総時間コスト：75.4（時間）×103,003件＝7,763,173（時間）

(3) 決算の報告

(2017年度計測分)

- ① 届出1件当たりの平均時間コスト：83.5（時間）
- ② 総時間コスト：83.5（時間）×443,051件＝36,994,759（時間）

(2018年度計測分)

- ① 届出1件当たりの平均時間コスト：88.9（時間）
- ② 総時間コスト：88.9（時間）×443,051件＝39,396,561（時間）

(4) 廃業等の届出

(2017年度計測分)

- ① 届出1件当たりの平均時間コスト：14.5（時間）
- ② 総時間コスト：14.5（時間）×12,154件＝176,476（時間）

(2018年度計測分)

- ① 届出1件当たりの平均時間コスト：13.7（時間）
- ② 総時間コスト：13.7（時間）×12,154件＝166,217（時間）

浄化槽法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 浄化槽工事業の登録

① 手続の概要

浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。また、浄化槽工事業の登録の有効期間は5年とされ、登録の更新を受けなければその効力を失う。

登録を受けようとする者及び登録の更新を受けようとする者は、当該都道府県知事に登録申請書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、都道府県に対してホームページなどで編集可能なファイルを掲載するよう取組の推進を依頼。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 浄化槽工事業の登録

- 浄化槽工事業登録申請書(様式第1号)や誓約書(様式第2号)等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- 「浄化槽工事業の登録」に関する申請様式については、平成29年10月に各都道府県に対して運用実態調査を行うとともに、その結果をふまえて申請書類を編集可能なファイル形式でホームページへ掲載する都道府県が拡大するよう、平成30年1月に各都道府県に対して依頼を行った。【2017年度実施済】
- 各申請に対する標準処理期間について定めていない都道府県が存在することから、平成29年10月に各都道府県に対して運用実態調査を行うとともに、その結果をふまえて標準処理期間について定める都道府県が拡大するよう、平成30年1月に各都道府県に対して依頼を行った。【2017年度実施済】
その後、標準処理期間を定めている都道府県に標準処理期間の設定理由を調査したところ、「登録審査での日数が画一的に設定されている」という都道府県が多く、短縮の検討を依頼することは難しい。引き続き、標準処理期間を定めていない都道府県へ、標準処理期間を設定するよう連絡した。【2018年度実施済】
- 都道府県によって、申請窓口の部署が異なることから、国土交通省ホームページにおいて、各都道府県における申請窓口の一覧を掲載。【2017年度実施済】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 解体工事業の登録

① 手続の概要

解体工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。また、解体工事業の登録の有効期間は5年とされ、登録の更新を受けなければその効力を失う。

登録を受けようとする者及び登録の更新を受けようとする者は、当該都道府県知事に登録申請書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、都道府県に対してホームページなどで編集可能なファイルを掲載するよう取組の推進を依頼。

(2) 変更の届出

① 手続の概要

登録を受けた登録解体工事業者は、「商号、名称又は氏名及び住所」、「営業所の名称及び所在地」、「(法人である場合)役員等の氏名」、「(未成年者である場合)法定代理人の氏名及び住所等」に変更があったときは、当該登録を受けた行政庁に変更届出書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、都道府県に対してホームページなどで編集可能なファイルを掲載するよう取組の推進を依頼。

(3) 廃業等の届出

① 手続の概要

登録を受けた解体工事業の廃止等を行ったときは、その旨を、当該登録を受けた行政庁に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、都道府県に対してホームページなどで編集可能なファイルを掲載するよう取組の推進を依頼。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 解体工事業の登録

(2) 変更の届出

(3) 廃業等の届出

- 解体工事業登録申請書(様式第1号)や誓約書(様式第2号)等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- 「解体工事業の登録」「変更の届出」に係る申請様式については、平成29年10月に各都道府県に対して運用実態調査を行うとともに、その結果をふまえて申請書類を編集可能なファイル形式でホームページへ掲載する都道府県が拡大するよう、平成30年1月に各地方公共団体に対して依頼を行った。【2017年度実施済】
- 「解体工事業の登録」「変更の届出」に関する申請書類の様式については省令で様式が統一されている一方、「廃業等の届出」に関する申請書類については様式の定めが無いことから、平成29年10月に各都道府県に対して運用実態調査を行うとともに、その結果をふまえて、平成30年1月に各都道府県に対して、参考様式を送付し様式を定めるよう依頼した。【2017年度実施済】

- 各申請に対する標準処理期間について定めていない地方公共団体も存在することから、平成 29 年 10 月に各地方公共団体に対して運用実態調査を行うとともに、その結果をふまえて標準処理期間について定める都道府県が拡大するよう、平成 30 年 1 月に各都道府県に対して依頼を行った。【2017 年度実施済】

- その後、標準処理期間を定めている都道府県に標準処理期間の設定理由を調査したところ、「登録審査での日数が画一的に設定されている」という都道府県が多く、短縮の検討を依頼することは難しい。
引き続き、標準処理期間を定めていない都道府県へ、標準処理期間を設定するよう連絡した。【2018 年度実施済】

測量法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 測量業者の登録

① 手続の概要

測量業を営もうとする者は、測量法の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。なお、測量業者としての登録の有効期間は、5年とする。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(2) 測量業者の更新の登録

① 手続の概要

測量業者としての登録の有効期間満了後引き続き測量業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(3) 測量業者の変更登録

① 手続の概要

測量業者は、商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金又は出資の額及び役員の氏名、主として請け負う測量の種類等に変更があったときは、遅滞なく、国土交通大臣に変更登録の申請をしなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(4) 営業経歴書等の提出

① 手続の概要

測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(5) 定款等の変更に係る書面の提出

① 手続の概要

測量業者は、定款を変更したときはその都度、毎事業年度終了の時に於いて、使用人数等に関する書面の記載事項について変更があるときは当該事業年度終了の後遅滞なく、その変更に係る事項を記載した書面を国土交通大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(6) 測量業者の廃業等の届出

① 手続の概要

登録を受けた測量業者が測量業を廃止した場合等に該当することとなった時には、国土交通大臣に廃業届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 測量業者の登録

- (2) 測量業者の更新の登録
- (3) 測量業者の変更登録
- (4) 営業経歴書等の提出
- (5) 定款等の変更に係る書面の提出
- (6) 測量業者の廃業等の届出

- 測量業者の登録は、測量業者の登録簿及び登録申請書の添付書類等を公衆の閲覧に供し、注文者の便を図り、業者の選択が適正に行われるようにすること等を目的として行うものである。申請書類等の簡素化には、注文者の理解と協力が必要であるため、平成30年度に申請書類等の活用状況等に関する注文者への調査及び申請書類等の簡素化に関する測量業者への意向調査を実施している。その中で、営業経歴書等の申請書類の簡素化に対する要望が大きかったことなどから、営業経歴書等の申請書類等の簡素化、インターネットにより公表する項目の見直しや申請書類等の簡素化に伴う処理期間の見直し等について実施する。【2019～2021年度】
- 測量業者の登録申請書や営業経歴書等の提出書類について、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【2019～2020年度】
- オンライン申請の利用率が低調な原因の一つとして、オンライン申請の制度の周知が十分でないことが考えられるため、平成30年度にオンライン申請についてHPの記載の充実を行った。また、平成30年度に実施したオンライン申請促進のための取組に関するアンケート結果で頂いたご意見を踏まえ、申請の方法に関するパンフレットの作成・配布などを含め、各手続きの電子化を促進するために効果的な周知を進める。【2019年度以降継続的に実施】
- 各地方整備局等で行われている測量業者の登録等の手続きについて各地方整備局等の担当者を集めた会議等を通じて実態把握を行った結果、審査・判断基準が異なるといった、運用上の「ローカルルール」は確認されなかった。また、事務処理時間においても申請件数の多寡以外の明瞭な差違は確認されなかった。よって統一的なコスト削減方策を検討していくものとした。【2018年度実施済】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (4) 営業経歴書等の提出
年間届出件数が多く、手続きコストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (4) 営業経歴書等の提出
 - ①方法：測量業者へのアンケート調査により実施。当該手続きに係る工程を、準備、作成・収集、提出に分けて、コスト計測を実施する。
 - ②時期：2017・2018年度は実施済（1月）。
2019年度以降、前年度と概ね同時期に実施予定。

3. コスト計測の結果

- (4) 営業経歴書等の提出
 - (2017年度計測分)
 - ① 申請1件当たりの平均時間コスト：50.6（時間）
 - ② 総時間コスト：50.6（時間）×11,242件＝568,508（時間）
 - (2018年度計測分)
 - ① 申請1件当たりの平均時間コスト：53.4（時間）
 - ② 総時間コスト：53.4（時間）×11,242件＝600,323（時間）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出

① 手続の概要

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）の規定に基づき、建設業者は、各基準日（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）において当該基準日前 10 年間に引き渡した新築住宅について、住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約締結の状況について、建設業の許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）に届け出るものとされている。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページで編集可能なファイルで既に提供している。

(2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出

① 手続の概要

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定に基づき、宅地建物取引業者は、各基準日（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）において当該基準日前 10 年間に引き渡した新築住宅について、住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約締結の状況について、宅地建物取引業の免許を受けた行政庁に届け出るものとされている。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページで編集可能なファイルで既に提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出

(2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出

- 事業者団体及び行政庁に対しアンケート・ヒアリングを行い、現在の事務処理手続きにおける課題及び電子申請の導入環境に関する調査を実施した。【2017 年度】
- 届出書作成の省力化を図るため、国土交通省ホームページにおいて提供する届出書様式にエクセル形式を追加する。【2017 年度】
- 上記調査の結果を踏まえ、手戻り等の減少を図るため、国土交通省ホームページに掲載する記入例等の見直しを行うとともに、Q & A の内容を充実させる。【2018 年度】
- 行政手続部会の指摘を踏まえ、平成 30 年度に事業者や行政庁へのアンケート調査における実態把握やシステム構築及び添付書類のあり方に関する検討を行うとともに、行政庁との調整を行い、必要な措置を講じる予定。その際には、建設業の許可申請手続きに関する電子申請のあり方等の調査・検討等と連携するとともに、宅地建物取引業の免許申請等に関するオンライン手続きの状況に留意する。【2018 年～2019 年度】
- 国土交通省ホームページにおいて、手続の流れ（届出書様式を含む）や届出先等について、事業者にとって分かりやすい表示となるよう改修を行った。【2018 年度】
- 平成 30 年度においては、事業者及び行政庁に対し、届出手続の簡素化・電子申請化に対するアンケート調査の実施、地方整備局、地方公共団体の届出事務担当者との簡素化に向けた打合せを実施した。アンケート調査と打合せ結果を踏まえ、手続の簡素化・効率化及び添付書類の削減を検討し、平成 31 年度中に必要な措置を講じる。【2018 年～2019 年度】

- 届出書及び新築住宅に関する事項を記載した一覧表について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出
- (2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出
年間届出件数が多いため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出
- (2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出
 - ①方法：事業者へのアンケート調査により実施。当該手続きに係る工程を準備、作成・収集、提出、調整に分けてコスト計測を実施。
 - ②時期：2017 年度は実施済（1～3月）。2018 年度は 2 月に実施。2019 年度もと概ね同時期に実施予定。

3. コスト計測の結果

- (1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出
 - (2017 年度計測分)
 - ① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：1.28（時間）
 - ② 総時間コスト：1.28（時間）×114,455 件＝146,502（時間）
 - (2018 年度計測分)
 - ① 申請 1 件あたりの平均時間コスト：0.77（時間）
 - ② 総時間コスト：0.77（時間）×114,455 件＝88,130（時間）
- (2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出
 - (2017 年度計測分)
 - ① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：1.23（時間）
 - ② 総時間コスト：1.23（時間）×30,034 件＝36,942（時間）
 - (2018 年度計測分)
 - ① 申請 1 件あたりの平均時間コスト：1.23（時間）
 - ② 総時間コスト：1.23（時間）×30,034 件＝36,942（時間）

建築基準法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 構造方法等の認定

① 手続の概要

構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）は、建築基準法第 68 条の 25 に基づき、特殊な建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度である。大臣認定に係る手続では、申請書の提出による申請を要する。

② 電子化の状況

電子申請としていないが、2018 年度に大臣認定の申請手続の電子化等に係るシステムの検討等をおこなった。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 構造方法等の認定

- 平成 31 年度中に平成 30 年度に作成した大臣認定の申請手続の電子化等に係るシステムの試験運用を経て、供用を開始し、電子申請での対応もおこなう。【2019 年度実施予定】

軌道法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 車両の衝突事故等の発生の届出

① 手続の概要

軌道法施行規則第30条の規定に基づき、車両の衝突等の事故や輸送に障害を生じた事態が発生した場合には、事業者は、その事故の種類や原因を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で届出されている。

(2) 動力車操縦者資質管理報告書の提出

① 手続の概要

軌道法施行規則第35条の2第1項の規定に基づき、事業者は、動力車操縦者の資質の管理の状況を取りまとめて地方運輸局長に提出することとしている。

② 電子化の状況

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で提出されている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 車両の衝突事故等の発生の届出

- 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知した。【2017年度中に実施】

(2) 動力車操縦者資質管理報告書の提出

- 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知した。【2017年度中に実施】

鉄道事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 鉄道施設の変更の認可

① 手続の概要

鉄道事業法第12条第1項に基づき、既存の鉄道施設について、変更を行うときは、その工事計画が鉄道に関する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣（内容によっては地方運輸局長に委任）の認可を受けることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(2) 鉄道施設の軽微な変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第12条第2項に基づき、既存の鉄道施設について、国土交通省令に定める軽微な変更を行うときは、その工事計画が鉄道に関する技術上の基準に適合することについて、認可の申請に代わり、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(3) 車両の確認

① 手続の概要

鉄道事業法第13条第1項に基づき、鉄道車両を新たに事業の用に供しようとするときには、その車両が鉄道の技術上の基準を定める省令に適合することについて、国土交通大臣（内容によっては地方運輸局長に委任）の確認を受けることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(4) 車両の構造又は装置の変更の確認

① 手続の概要

鉄道事業法第13条第2項に基づき、確認を受けた車両について、その構造又は装置を変更してこれを事業の用に供しようとするときは、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）の確認を受けることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(5) 車両の構造又は装置の軽微な変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第13条第3項に基づき、確認を受けた車両の軽微な変更を行う場合に関しては、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に、あらかじめ、その旨を届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(6) 運賃等の設定の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第16条第3項前段に基づき、鉄道運送事業者は、同条第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。

(7) 運賃等の設定の変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第16条第3項後段に基づき、鉄道運送事業者は、同項前段に基づき、国土交通大臣に届け出た旅客運賃等を変更しようとするときも、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。(なお、オンラインでの提出も可能であったが、利用率が低調であったためオンライン申請を休止した。)

(8) 国土交通省令で定める料金の設定の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第16条第4項前段に基づき、鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。(なお、オンラインでの提出も可能であったが、利用率が低調であったためオンライン申請を休止した。)

(9) 列車の運行計画の変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第17条の規定に基づき、事業者は、列車の運行計画を変更するときは国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。ただし、各事業者にて使用している運行計画をそのまま国土交通大臣に届出させているため、特に様式は定めていない。また、書類の大きさも事業者独自のものであるため、紙媒体にて届け出られている。

(10) 運輸に関する協定の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第18条に基づき、鉄道運送事業者が、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。

(11) 運輸に関する協定の変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第18条に基づき、鉄道運送事業者が、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。

(12) 事故等の報告

① 手続の概要

鉄道事業法第19条の規定に基づき、列車の衝突等の事故や輸送に障害を生じた事態が発生した場合には、事業者は、その事故の種類や原因を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で届け出られている。

(13) 索道事業の休廃止の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第37条第1項に基づき、索道事業者は、索道事業の全部又は一部を休止し、又は

廃止したときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(14) 6月以上休止している索道事業の再開の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第37条第2項に基づき、索道事業者は、6ヶ月以上休止している索道事業の全部又は一部を再開しようとするときは、当該索道施設が第35条の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していることを確認し、その旨を国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(15) 索道施設の変更の認可

① 手続の概要

鉄道事業法第38条において準用する同法第12条第1項に基づき、既存の索道施設について、変更を行うときは、その工事計画が索道に関する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣（内容によっては地方運輸局長に委任）の認可を受けることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(16) 索道事業の安全統括管理者又は索道技術管理者の選任又は解任の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第38条において準用する同法第18条の3第5項に基づき、索道事業者は「安全統括管理者」または「運転管理者」を読み替えた「索道技術管理者」を選任及び解任する場合には、それぞれ国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届出を提出することとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(17) 業務実施規程の変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第14条第3項（認定鉄道事業者等）及び鉄道事業法施行規則第26条の3第1項に基づき、国土交通大臣に認定を受けた鉄道事業者（以下「認定鉄道事業者」）は、鉄道施設等に関する業務を定めた業務実施規程の一部を変更しようとするとき、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に業務実施規程変更の届出書を提出することとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(18) 鉄道事業者の名称等の変更等の届出

① 手続の概要

鉄道事業法施行規則第78条第1項に基づき、氏名若しくは名称、住所、法人の役員等の変更又は休止している事業の再開及び鉄道事業者が死亡した場合には、遅滞なくその旨を届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(19) 事業報告書及び鉄道事業実績報告書の提出

① 手続の概要

鉄道事業法第55条第1項及び鉄道事業等報告規則第2条第1項に基づき、鉄道事業者は、国土交通大臣及びその経営する鉄道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る鉄道事業実績報告書を提出することとしている。

鉄道事業法第55条第1項及び鉄道事業等報告規則第2条第1項に基づき、鉄道事業者は、毎

事業年度の経過後100日以内に、当該事業年度に係る事業報告書を提出することとしている。

② 電子化の状況

両手続とも、紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。

(20) 動力車操縦者資質管理報告書の提出

① 手続の概要

鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第2条の規定に基づき、事業者は、動力車操縦者の資質の管理の状況を取りまとめて地方運輸局長に提出することとしている。

② 電子化の状況

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で提出されている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 鉄道施設の変更の認可

(2) 鉄道施設の軽微な変更の届出

(15) 索道施設の変更の認可の手続

- (1)及び(2)については、鉄道事業法第14条に規定された認定鉄道事業者制度により、手続きの大幅な簡素化を実施してきたところである。また、事業者に対して、(15)の手続きを含めて更なるコスト削減の要望について調査したところ、現状特に要望がないことがわかった。【2017年度実施済み】

(3) 車両の確認

(4) 車両の構造又は装置の変更の確認

(5) 車両の構造又は装置の軽微な変更の届出の手続

- 上記3手続は、鉄道事業法第14条に規定された認定鉄道事業者制度により、車両の設計に関する業務の能力が省令で定める基準に適合している事業者を認定し、当該事業者については、既に申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略することとしている。
- 事業者に対して、上記3手続に関するコスト削減の要望について調査したところ、提出書類には様々な大きさの必要図面を添付しなければならないが、電子化した場合は事業者の負担増となることが分かった。【2018年度実施済み】

(6) 運賃等の設定の届出

(7) 運賃等の設定の変更の届出

(8) 国土交通省令で定める料金の設定の届出

- 平成12年の鉄道事業法の一部改正により、旅客運賃等については上限認可制とし、上限の範囲内であれば、所定運賃等を届出により、鉄道事業者の判断で自由に設定できることとしたところである。これにより、鉄道事業者による特定の旅客又は荷主に対する不当に差別的な運賃設定や市場収奪的な運賃設定が行われる可能性があることから、鉄道事業法第16条第5項において、変更命令の発出基準を明確化するとともに、届出られた運賃等が上記事例に該当する場合には是正措置を命ずることができることとしている。上記3手続は、この規定の趣旨から鑑みて、これ以上簡素化することは困難である。
- また、(7)(8)の手続については、以前は電子化されていたが、利用率が低調であったため、現在は電子申請を休止しているものであり、(6)の手続については現在も電子化されている。なお、(6)の手続については、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図った。【2017年度実施済み】
- (7)(8)の手続については、事業者に対し、電子媒体による届出の要望や問題点の有無について調査した結果、運輸局へ届出する際に、事前の説明等が必要になる場合が多く、オンライン申請のメリットを感じられないことが、利用率が低調である原因の1つとして考えられることから、上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する。【2018年度以降】

- (9) 列車の運行計画の変更の届出
 - 本手続では、事業者が自ら使用している運行計画をそのまま紙媒体で届出しているだけであるが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知した。【2018年度に実施】
- (10) 運輸に関する協定の届出
 - (11) 運輸に関する協定の変更の届出
 - 輸送の安全、利用者の利便、その他公共の利益を阻害している事実があると認められるときは、鉄道事業法第23条第1項に基づき、鉄道事業者に対し業務改善の命令を行う必要がある。そのため、鉄道事業法施行規則第36条第2項に基づき、協定の契約書の写し等の提出を定めているが、これは契約内容を把握するために必要最低限のものとなっている。
 - 上記2手続は既に電子化されているが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知した。【平成29年度中に実施】
 - (12) 事故等の報告
 - 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知した。【2018年度実施済み】
 - (13) 索道事業の休廃止の届出
 - (14) 6月以上休止している索道事業の再開の届出の手続き
 - 上記2手続について、事業者にコスト削減の要望について調査したところ、現状特に大きな負担となっていないことが分かった。【2018年度実施済み】
 - (16) 索道事業の安全統括管理者又は索道技術管理者の選任又は解任の届出
 - 本手続のうち、安全統括管理者については安全に関する業務の経験年数を3年以上等、索道技術管理者については索道の維持及び管理に関する技術上の業務の経験期間が3年以上等の要件を鉄道事業法施行規則に規定しており、当該手続は事業者として頻繁に行われる手続ではない。
 - また、安全統括管理者については、原則として取締役等の要件を通達で定めており、その手続のほとんどが役員変更によるものである。事業者に対して、本手続に関するコスト削減の要望について調査したところ、特に大きな負担となっていないことが分かった。【2018年度実施済み】
 - (17) 業務実施規程の変更の届出
 - 本手続は、人事異動による安全統括管理者、設計管理者、竣工確認管理者及び竣工確認者の変更に伴う手続がほとんどであり、事業者としての手続は年1回程度である。また、事業者に対して、本手続に関するコスト削減の要望について調査したところ、現状特にコスト削減の要望がないことが分かった。【2018年度実施済み】
 - (18) 鉄道事業者の名称等の変更等の届出
 - 本手続については、届出件数のほとんどを役員等の変更で占めており、また、代表権を有しない役員変更については届出頻度を年に1度とすることで簡素化している。
 - また、添付資料として鉄道事業法第6条各号に該当しない旨を証する書面の原本が必要であるため、紙媒体での提出を求めているところ。
 - 事業者に対して、本手続に関するコスト削減の要望について調査した結果、現状特に大きな負担となっていないことが分かった。【2018年度実施済み】
 - (19) 事業報告書及び鉄道事業実績報告書の提出
 - 事業報告書の提出手続は既に電子化されており、報告内容についても、平成18年に鉄道事業等報告規則及び鉄道事業会計規則を改正し、報告事項を必要最低限の情報に絞るなど、簡素化・合理化

を図っているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知した。【2017年度実施済み】

- 鉄道事業実績報告書の提出手続は既に電子化されており、報告内容についても、鉄道事業等報告規則別表第2で定められている輸送実績や運輸収入、就労人員等、業界の実態を把握し、政策立案の基礎資料とするための必要最低限の情報に絞っており、簡素化・合理化を図っているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知した。【2017年度実施済み】

(20) 動力車操縦者資質管理報告書の提出

- 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知した。【2018年度実施済み】

道路運送法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 一般旅客自動車運送事業の許可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の設定及び変更の認可

① 手続の概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金 (旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。) の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

① 手続の概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、(2) の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内で運賃及び料金を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(4) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

① 手続の概要

一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(5) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の設定及び変更の認可

① 手続の概要

一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金 (旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。) を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(6) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の設定及び変更の届出

① 手続の概要

一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

供している。

(7) 運送約款の設定及び変更の認可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(8) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(10) 運輸協定の設定及び変更の認可

① 手続の概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運輸協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(11) 一般旅客自動車運送事業の安全管理規程の設定及び変更の届出

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者 (その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。) は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(12) 一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(13) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(14) 一般旅客自動車運送事業の法人の合併又は分割の認可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(15) 一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(16) 特定旅客自動車運送事業の許可

① 手続の概要

特定旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(17) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可

① 手続の概要

特定旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(18) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出

① 手続の概要

特定旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

特定旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(19) 特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は休廃止の届出

① 手続の概要

特定旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

特定旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(20) 旅客自動車運送事業者の届出

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者（第三号に掲げる場合にあつては、相続人）、特定旅客自動車運送事業者、適正化機関、自家用有償旅客運送者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出

① 手続の概要

旅客自動車運送事業者は、事業者の区分に応じ、国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長に、必要な報告書をそれぞれ一通提出しなければならない。

② 電子化の状況

オンラインシステムによる受付は可能としているが、オンラインによる申請はほぼない。事業者へヒアリングしたところ、認知不足ということが判明。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 一般旅客自動車運送事業の許可

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の設定及び変更の認可

(5) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の認可

(7) 運送約款の設定及び変更の認可

(8) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可

(10) 運輸協定の設定及び変更の認可

(12) 一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可

(13) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可

(14) 一般旅客自動車運送事業の法人の合併又は分割の認可

(16) 特定旅客自動車運送事業の許可

(17) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可

○ 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【2017 年度に実施】

○ 手続の審査基準等について、本省及び地方運輸局、地方運輸支局における HP 上での公開を徹底し、審査基準の明確化を図ったところ。【2017 年度に実施】

○ 申請者から書類を受け付けた際には速やかに審査を開始し、標準処理期間内でする限り迅速に審査がなされるよう、引き続き地方運輸局等に対して要請する。【2017 年度から実施】

○ 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めているかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【2018 年度から実施】

○ 真正性・本人確認については、押印見直しガイドライン（平成 9 年 7 月 3 日事務次官等会議申合

せ)に基づいて発出した通達に基づく運用を徹底するよう地方運輸局等に対して要請する。また、提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】

- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して引き続き要請する。【2018 年度から実施】
- どのようなローカルルールがあるかについて、地方運輸局等及び事業者に対して 2018 年度にヒアリングを実施した。その結果を踏まえて必要に応じて是正する。【2018 年度中に実態把握を行い、平成 31 年度までに実施】
- 処分の進捗状況の情報提供について、電話等で問合せがあれば具体的に回答するよう、地方運輸局等に対して引き続き要請する。【2018 年度から実施】

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

(4) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

(6) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

(9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出

(11) 一般旅客自動車運送事業の安全管理規程の設定及び変更の届出

(15) 一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出

(18) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出

(19) 特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は休廃止の届出

(20) 旅客自動車運送事業者の届出

- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【2017 年度に実施】

- 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めているかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【2018 年度から実施】

- 真正性・本人確認については、押印見直しガイドライン（平成 9 年 7 月 3 日事務次官等会議申合せ）に基づいて発出した通達に基づく運用を徹底するよう地方運輸局等に対して要請する。また、提出書類（届出書等）について、「押印見直しガイドライン」を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】

- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して引き続き要請する。【2018 年度から実施】

(21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出

- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【2017 年度に実施】

- オンライン手続きマニュアルを作成し、業界団体を通じて、事業者へオンライン手続きの周知を行った。【2017 年度から実施】

- 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めているかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【2018 年度から実施】

- 真正性・本人確認については、押印見直しガイドライン（平成 9 年 7 月 3 日事務次官等会議申合せ）に基づいて発出した通達に基づく運用を徹底するよう地方運輸局等に対して要請する。また、提出書類（報告書等）について、「押印見直しガイドライン」及び「オンライン手続きにおけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30～31 年度】

- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して引き続き要請する。【2018 年度から実施】

- 事業者や各業界団体等に対して、2018 年度にヒアリングを実施した。その結果を踏まえて、必要に応じて報告内容の簡素化について検討する。【2018 年度から 2019 年度に実施】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出
年間件数が多く、コスト削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出
 - ①方法：事業者に対し、当該手続きに係る工程（事前準備、作成時間、社内調整時間、提出時間等）ごとの時間的コストについて調査を実施。
 - ②時期：2017年度（2018年1月）、2018年度（2019年1月）に実施。また、2019年度についても、前年と概ね同時期に実施する。

3. コスト計測の結果

- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出

（2017年度計測分）

- ①申請1件当たりの平均時間コスト：44.9時間
- ②総時間コスト：44.9時間×26,972件＝1,211,043時間

（2018年度計測分）

- ①申請1件当たりの平均時間コスト：32.8時間
- ②総時間コスト：32.8時間×26,972件＝884,682時間

- (21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出

（2017年度計測分）

- ①申請1件当たりの平均時間コスト：92.3時間
- ③総時間コスト：92.3時間×40,822件＝3,767,871時間

（2018年度計測分）

- ①申請1件当たりの平均時間コスト：75.3時間
- ②総時間コスト：75.3時間×40,822件＝3,073,897時間

タクシー業務適正化特別措置法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) タクシーに関する届出

① 手続の概要

一般乗用旅客自動車運送事業者は、指定地域内の営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) タクシーに関する届出

- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【2017 年度に実施】。
- 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めているかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【2018 年度から実施】
- 提出書類（届出書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して引き続き要請する。【2018 年度から実施】

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化 に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の届出

① 手続の概要

国土交通大臣が指定する運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の届出

- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【2017 年度に実施】
- 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めているかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【2018 年度から実施】
- 提出書類（届出書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して引き続き要請する。【2018 年度から実施】

貨物自動車運送事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 一般貨物自動車運送事業の許可

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(2) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(4) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し又は譲受けの認可

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(5) 一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出

① 手続の概要

貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出

① 手続の概要

貨物軽自動車運送事業者が届出をした事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡又は承継の届出

① 手続の概要

貨物軽自動車運送事業者は、事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(9) 一般貨物自動車運送事業者等による届出

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者等は、事業の運輸を開始した場合、休止した事業を再開した場合等において、その旨を地方運輸局長、運輸支局長等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出

① 手続の概要

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、事業報告書及び事業実績報告書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 一般貨物自動車運送事業の許可

(2) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可

(4) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し又は譲受けの認可

○ 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。また、そもそも申請書類が公表されていない場合においても公表したところ。【2017年度に実施】

○ 貨物自動車運送事業法に基づく手続の審査基準について、本省及び地方運輸局、運輸支局にお

る HP 上での公開を徹底し、審査基準の明確化を図ったところ。【2017 年度・2018 年度に実施】

- 審査の進行状況に関する情報について、迅速かつ適確に事業者を提供するよう引き続き努める。【2017 年度から実施】
- 申請者から書類を受け付けた際には速やかに審査を開始し、標準処理期間内のできる限り迅速に審査がなされるよう引き続き努める。【2017 年度から実施】
- 必要なシステム改修等を経て、国土交通省オンライン申請システムによる申請を可能とする方向で検討しているところ。【2019 年度以降実施予定】
- 申請書類の内容について、同じ内容の情報を再び求めているかどうかや、どのようなローカルルールがあるかについて、事業者等に対してヒアリング等により実態把握を行ったところ。その結果を踏まえ、必要に応じて手続きの見直しを実施する。【2019 年度までに実施】
- 提出書類（申請書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して引き続き要請する。【2018 年度から以降実施】
- 地方ブロックごとに異なっていた様式を統一する。【貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 96 号）の施行に合わせて実施】
- 統一された様式の記載要領を作成し、各地方運輸局及び運輸支局において公表する。【様式の統一化の実施後速やかに実施】

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (5) 一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出
- (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
- (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
- (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡又は承継の届出
- (9) 一般貨物自動車運送事業者等による届出
- (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
- (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出
- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。また、そもそも申請書類が公表されていない場合においても公表したところ。【2017 年度に実施】
- 必要なシステム改修等を経て、国土交通省オンライン申請システムによる申請を可能とする方向で検討しているところ。【2019 年度以降実施予定】
- 申請書類の内容について、同じ内容の情報を再び求めているかどうかに関して、事業者等に対してヒアリング等により実態把握を行ったところ。その結果を踏まえ、必要に応じて手続きの見直しを実施する。【2017 年度から開始】
- 提出書類（申請書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して引き続き要請する。【2018 年度から実施】
- 地方ブロックごとに異なっていた様式を統一する。【貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 96 号）の施行に合わせて実施】
- 統一された様式の記載要領を作成し、各地方運輸局及び運輸支局において公表する。【様式の統一化の実施後速やかに実施】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
- (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
- (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出

- (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
- (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出年間件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
 - (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
 - (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
 - (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出
 - (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
 - (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出
- ①方法：事業者に対し、当該手続きに係る工程（事前準備、作成時間、社内調整時間、提出時間等）の作業ごとの時間的コストについて調査を実施。
 - ②時期：2017年度（2018年1月）に実施。また、2018年度以降、前年と概ね同時期に実施する。

3. コスト計測の結果

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
(2017年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：24.6時間
 - ②総時間コスト：24.6時間×182,594件＝4,491,812時間
(2018年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：22.2時間
 - ②総時間コスト：22.2時間×182,594件＝4,053,587時間

- (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
(2017年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：12.7時間
 - ②総時間コスト：12.7時間×18,203件＝231,178時間
(2018年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：2.3時間
 - ②総時間コスト：2.3時間×18,203件＝41,867時間

- (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
(2017年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：8.9時間
 - ②総時間コスト：8.9時間×34,335件＝305,582時間
(2018年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：8.6時間
 - ②総時間コスト：8.6時間×34,335件＝295,281時間

- (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出
(2017年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：0.9時間
 - ②総時間コスト：0.9時間×10,659件＝9,593時間
(2018年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：1.8時間
 - ②総時間コスト：1.8時間×10,659件＝19,186時間

(10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出

(2017年度計測分)

- ①申請1件当たりの平均時間コスト：49時間
- ②総時間コスト：49時間×37,653件＝1,844,997時間

(2018年度計測分)

- ①申請1件当たりの平均時間コスト：47.4時間
- ②総時間コスト：47.4時間×37,653件＝1,784,752時間

(11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出

(2017年度計測分)

- ①申請1件当たりの平均時間コスト：14.2時間
- ②総時間コスト：14.2時間×17,972件＝255,202時間

(2018年度計測分)

- ①申請1件当たりの平均時間コスト：2.1時間
- ②総時間コスト：2.1時間×17,972件＝37,741時間

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものを除く）の表示番号の指定

① 手続の概要

土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車であるものを除く。)を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(2) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものに限る）の表示番号の指定

① 手続の概要

土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車であるものに限る。)を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定

① 手続の概要

(1)の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(4) 使用廃止の届出

① 手続の概要

(1)～(3)による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなったときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものを除く）の表示番号の指定

(2) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものに限る）の表示番号の指定

(3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定

(4) 使用廃止の届出

○ 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。また、そもそも申請書類が公表されていない場合においても公表したところ。【2017年に実施】

○ 必要なシステム改修等を経て、国土交通省オンライン申請システムによる申請を可能とする方向で検討しているところ。【2019年度以降実施予定】

- 申請書類の内容について、同じ内容の情報を再び求めていないかどうかに関して、地方運輸局等への調査を行っているところ。今後、調査の結果を踏まえ、必要に応じて手続きの見直しを実施する。【2017年度から開始】
- 提出書類（申請書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して引き続き要請する。【2018年度から実施】
- 地方ブロックごとに異なっていた様式を統一する。【2018年度中に実施】
- 統一された様式の記載要領を作成し、各地方運輸局及び運輸支局において公表する。【2019年度までに実施】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定
- (4) 使用廃止の届出
年間申請・届出件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定
- (4) 使用廃止の届出
 - ①方法：事業者に対し、当該手続に係る行程ごとの時間的コスト（事前準備、作成時間、社内調整時間、提出時間等）について調査を実施。
 - ②時期：2017年度（2018年1月）に実施。また、2018年度以降、前年と概ね同時期に実施。

3. コスト計測の結果

- (3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定
(2017年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：11.9時間
 - ②総時間コスト：11.9時間×14,904件＝177,358時間
 (2018年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：9.7時間
 - ②総時間コスト：9.7時間×14,904件＝144,569時間
- (4) 使用廃止の届出
(2017年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：12.1時間
 - ②総時間コスト：12.1時間×10,860件＝131,406時間
 (2018年度計測分)
 - ①申請1件当たりの平均時間コスト：10.3時間
 - ②総時間コスト：10.3時間×10,860件＝111,858時間

道路運送車両法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 自動車分解整備事業の認証

① 手続の概要

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

(2) 自動車分解整備事業者の氏名等の変更届出

① 手続の概要

自動車分解整備事業者は、氏名又は名称及び住所等について変更が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

・自動車分解整備事業者の地位承継の届出（相続、合併又は分割によるもの）

① 手続の概要

自動車分解整備事業者の相続、合併又は分割により、その地位を承継した者は、その事由の生じた日から30日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

・自動車分解整備事業の譲渡の届出

① 手続の概要

自動車分解整備事業者の譲受により、その地位を承継した者は、その事由の生じた日から30日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

(3) 自動車分解整備事業の廃止の届出

① 手続の概要

自動車分解整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 自動車分解整備事業の認証

(2) 自動車分解整備事業者の氏名等の変更届出

自動車分解整備事業者の地位承継の届出（相続、合併又は分割によるもの）

自動車分解整備事業の譲渡の届出

(3) 自動車分解整備事業の廃止の届出

- 各地方運輸局単位で定められている申請・届出等の書類について、当該様式の記載事項について点検を行い、その結果を踏まえ、全国で統一した標準の様式を定める。【平成 30 年度末までに実施】
- 提出書類（申請書、登記事項証明書等）について、「押印見直しガイドライン」及び「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30～31 年度】
- 提出コストの削減については、統一された様式において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、手続の電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施する。【平成 30～31 年度に実施】
- また、下記事項について、国土交通省ホームページに掲載することで手続の透明化を図る。
 - ・ 申請、届出様式（編集可能なファイル形式）
 - ・ 添付手続一覧
 - ・ 手続の流れ及び標準処理期間
 - ・ 手続及び申請に対する処分の進捗状況等の相談に対応する電話窓口一覧【平成 31 年度末までに実施】

海上運送法

1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出
 - ① 手続の概要
人の運送をする不定期航路事業開始の届出を行う。
 - ② 電子化の状況
申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載。
- (2) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出事項の変更の届出
 - ① 手続の概要
人の運送をする不定期航路事業者が届出をした事項を変更する場合届出を行う。
 - ② 電子化の状況
申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載。
- (3) 不定期航路事業の事業廃止の届出
 - ① 手続の概要
人の運送をする不定期航路事業者が事業を廃止したとき届出を行う。
 - ② 電子化の状況
申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載。
- (4) 貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届出
 - ① 手続の概要
外航貨物定期航路事業の開始に係る届出事項を変更しようとする場合に、変更事項の届出を行うもの。
 - ② 電子化の状況
申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出
 - (2) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出事項の変更の届出
 - (3) 不定期航路事業の事業廃止の届出
 - (4) 貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届出
- 手続きの簡素化のために、国土交通省のHPにて以下を実施した。
 - ① 申請案内ページ内における、各手続き案内を更新。【2107年度に実施】
 - ② 申請案内ページ内の申請様式等について編集可能なファイル形式及び記載例を掲載した。【2018年度に実施】
 - 行政手続のオンライン化に向けた政府内の整理等を踏まえ、メール等利便性の高い手続導入の検討を行った結果、以下の方針を定めた。
 - ① 上記の手続きにつきメールによる届出を認める。【2019年度中に実施】
 - ② 上記以外の手続きに関しても、メール等による手続きの導入を検討する。【2019年度中に実施】

内航海運業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 内航海運事業の変更登録

- ① 手続の概要
内航海運事業者が登録事項を変更する場合登録を行う。
- ② 電子化の状況
申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載。

(2) 内航海運事業の軽微な届出

- ① 手続の概要
内航海運事業者が登録事項の軽微な変更をしたときは届出を行う。
- ② 電子化の状況
申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 内航海運事業の変更登録

(2) 内航海運事業の軽微な届出

○ 手続きの簡素化のために、国土交通省のHP上にて以下を実施した。

- ① 申請案内ページ内における、各手続き案内を更新。【2017年度に実施】
- ② (1)に関し申請案内ページ内に標準処理期間を掲題。【2017年度に実施】
- ③ 申請案内ページ内の申請様式等について編集可能なファイル形式及び記載例を掲載。【2018年度に実施】

○ 行政手続のオンライン化に向けた政府内の整理等を踏まえ、メール等利便性の高い手続導入の検討を行った結果、以下の方針を定めた。

- ① (1)に関し、引き続きメール等利便性の高い手続導入の検討を行う。【2019年度中に実施】
- ② (2)に関し、メールによる届出を認める。【2019年度中に実施】
- ③ 今後上記以外の手続きに関しても、メール等による手続きの導入を検討。【2019年度中に実施】

港湾運送事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 事業計画の変更の認可

① 手続の概要

港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

平成 29 年度に本省 HP 上に編集可能な様式を掲載した。また、電子メールや郵送での申請が可能である。

(2) 事業計画の軽微な変更の届出

① 手続の概要

港湾運送事業者は国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続について電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(3) 港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の提出

① 手続の概要

港湾運送事業者は、氏名若しくは名称、住所又は役員若しくは社員に変更があった場合は、当該変更の日から 30 日以内に、当該変更があった旨を記載した報告書を港湾運送事業の許可を受けた地方運輸局長又は国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において当該変更が役員又は社員の変更であるときは、法第 6 条第 2 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書を添付しなければならない。

② 電子化の状況

平成 29 年度に本省 HP 上に編集可能な様式を掲載した。また、電子メールや郵送での申請が可能である。

(4) 事業概況報告書等の提出

① 手続の概要

港湾運送事業者は、国土交通大臣及びその営む港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならない。

② 電子化の状況

上記の手続について電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 事業計画の変更の認可

(2) 事業計画の軽微な変更の届出

(3) 港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の提出

(4) 事業概況報告書等の提出

○ 事業者の負担減少のため、平成 29 年度において本省 HP にて、編集可能なファイル形式 (Excel 及び word) で各種様式を掲載した。【2017 年度に実施済】

○ 事業者アンケートの結果、提出書類の記載方法が分かりづらいとの意見があったため、各種様式の記入例等の作成を検討した。【2017 年度に実施済】

○ 事業者アンケートの結果、電子申請が可能であることを知らない事業者がいたため、平成 29 年度に

引続き、電子申請システムによるオンライン申請が可能なものについては、事業者に対し利用方法のさらなる周知を図る。【2018 年度実施済、平成 31 年度】

- 上記検討を踏まえ、利便性を高めるために各種様式の記入例を作成し、本省 HP に掲載するとともに地方運輸局等に対しても HP に掲載するよう協力を促す。あわせて、不要な提出書類の削減又は手引書の作成によりコスト削減方策を実施する。また、申請受理後の処理時間の短縮や進捗状況の情報提供について検討する。【2018 年～2019 年度】

3 コスト計測

1. 選定理由

(4) 事業概況報告書等の提出

年間件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(4) 事業概況報告書等の提出

①方法：2017 年度、2018 年度と同様の様式を用いて、事業者ヒアリングにより実施。

事業者サイドに発生する工程を準備、作成・収集、提出の 3 段階に分けた計測方法とする。

③ 時期：2017 年度は 2 月に実施。2018 年度は 1 月に実施。2019 年度以降についても概ね同時期に実施。

3. コスト計測の結果

(4) 事業概況報告書等の提出

(2017 年度計測分)

① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：3.7 時間

② 総時間コスト：3.7 時間（分、時間または日）× 39,196 件＝145,025 時間

(2018 年度計測分)

① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：3.4 時間

② 総時間コスト：3.4 時間（分、時間または日）× 39,050 件＝132,770 時間

航空法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 運航規程及び整備規程の変更の認可

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、航空機の運航及び整備に関する事項について定めた運航規程及び整備規程を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請書に係る大部分の書類について電子媒体による提出を認めている（電子メールや郵送でも申請書類を受け付けている。）。

(2) 運賃及び料金の届出

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(3) 運賃及び料金の変更届出

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(4) 運賃及び料金の認可

① 手続の概要

国際航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(5) 運賃及び料金の変更認可

① 手続の概要

国際航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(6) 混雑飛行場を使用する路線に係る運航計画の変更の認可

① 手続の概要

混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けた本邦航空運送事業者は、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

HPなどで、編集可能なファイル形式で申請様式を提供している。また、郵送による申請書類・添付書類の提出が可能となっている。

(7) 事業計画の変更認可

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、事業計画の変更（同条第3項及び第4項に規定するものを除く。）をし

- ようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- ② 電子化の状況
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (8) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出
- ① 手続の概要
本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- ② 電子化の状況
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (9) 安全上の支障を及ぼす事態の報告
- ① 手続の概要
本邦航空運送事業者は、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。
- ② 電子化の状況
報告すべき事案が発生した場合は、航空運送事業者はオンラインシステムである航空安全情報管理・提供システムによる報告を行っている。
- (10) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出
- ① 手続の概要
航空機使用事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- ② 電子化の状況
HPなどで、編集可能なファイル形式で申請様式を提供している。また、郵送による申請書類・添付書類の提出が可能となっている。
- (11) 外国航空機の航行の許可
- ① 手続の概要
国際民間航空条約の締約国の国籍を有する航空機であって外国、外国の公共団体等の使用するもの及び締約国以外の外国の国籍を有する航空機は、本邦発着または本邦領空を通過する航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- ② 電子化の状況
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (12) 外国航空機の国内使用許可
- ① 手続の概要
外国人国際運送事業者の当該事業に供する航空機及び有償で本邦発着の運送を行う航空機を除き、外国の国籍を有する航空機が、本邦内の各地間において航行を行うときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- ② 電子化の状況
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (13) 運賃及び料金の認可
- ① 手続の概要
外国人国際運送事業者は、運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- ② 電子化の状況
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (14) 運賃及び料金の変更の認可
- ① 手続の概要
外国人国際運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- ② 電子化の状況
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (15) 事業計画変更の認可
 - ① 手続の概要
外国人国際運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
 - ② 電子化の状況
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (16) 事業計画変更の届出
 - ① 手続の概要
外国人国際運送事業者が、軽微な事項について事業計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - ② 電子化の状況
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (17) 外国航空機による本邦内発着旅客等の有償の運送許可
 - ① 手続の概要
外国人国際運送事業者の当該事業に供する航空機を除き、外国の国籍を有する航空機が、本邦発着の国際有償運送を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
 - ② 電子化の状況
電子化されており、インターネット上での提出が可能である。
- (18) 第1類営業の承認
 - ① 手続の概要
空港内の国の管理する土地、建物その他の施設を借用して営業を行おうとする者は、地方航空局長の承認を受けなければならない。
 - ② 電子化の状況
HPで、編集可能なファイル形式で申請様式を提供することを予定している。【2018年度中に実施】
- (19) 第2類営業の承認
 - ① 手続の概要
空港内の国の管理する土地、建物その他の施設において営業を行おうとする者で第12条第1項の承認を受けるべき者以外の者は、地方航空局長の承認を受けなければならない。
 - ② 電子化の状況
HPで、編集可能なファイル形式で申請様式を提供することを予定している。【2018年度中に実施】

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 運航規程及び整備規程の変更の認可
- (2) 運賃及び料金の届出
- (3) 運賃及び料金の変更届出
- (4) 運賃及び料金の認可
- (5) 運賃及び料金の変更認可
- (6) 混雑飛行場を使用する路線に係る運航計画の変更の認可
- (7) 事業計画の変更認可
- (8) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出
- (10) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出
 - オンライン手続の利用方法を事業者に変更して周知する。【2017年度中に実施済み】

※上記項目のうち、オンライン手続の利用率が低調な項目について、その原因として考えられるものは以下のとおり。

(7) 及び (8) : オンラインシステムは存在しているが、オンライン手続を利用しなければならない程の緊急性に乏しく、普段から担当者どうしでやり取りのある申請者が、直接説明した上で提出することを選択しているため。

- 申請・届出として提出を求める内容を精査し、手続の簡素化を図る。【2017 年度中に実施済み】
- (4)、(5)、(7) 及び (8) については、電子署名を不要とした。【2017 年度中に実施済み】

(9) 安全上の支障を及ぼす事態の報告

- 報告すべき事象が発生した場合は、オンラインシステムである航空安全情報管理・提供システムによる報告を求めているが、利便性向上の観点から利用者の要望を聞きながら必要に応じて、今後同システムの更なる改善に取り組んでいく。【H29年度～H31年度】

(11) 外国航空機の航行の許可

(12) 外国航空機の国内使用許可

(13) 運賃及び料金の認可

(14) 運賃及び料金の変更の認可

(15) 事業計画変更の認可

(16) 事業計画変更の届出

(17) 外国航空機による本邦内発着旅客等の有償の運送許可

- 各事業者に対して、オンライン手続について利用方法を周知し、オンライン手続への移行を促す。【2017 年度中に実施済み】

※上記項目のうち、オンライン手続の利用率が低調な項目について、その原因として考えられるものは以下のとおり。

(12) 及び (17) : オンラインシステムは存在しているが、普段から担当者どうしでやり取りのある申請者が、直接説明した上で提出することを選択しているため。

(11)、(13) 及び (14) ~ (16) : オンライン手続の利用方法を知らない申請者が多いため。
(利用方法を周知し、申請者のニーズに合う範囲でオンライン手続への移行を促すこととしている。)

- 申請・届出として提出を求める内容を精査し、手続の簡素化を図る。【2017 年度中に実施済み】
- 各事業者に意見聴取を行いながら、必要に応じて申請書の記載方法を見直す。【2018 年度～2019 年度に実施】
- 提出書類 ((11) ~ (17) に係るもの (事業計画変更認可申請書等)) について、「押印見直しガイドライン」及び「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30～31年度】

(18) 第1類営業の承認

(19) 第2類営業の承認

- 申請様式の記載内容、押印の必要性、標準処理期間・審査基準の公表、提出を求める書類等について、見直し・検討を行い、手続の簡素化を図る。【2019 年度中に実施】

○ 相談対応体制の充実について、同体制の新設・充実につき、検討する【2019 年度】。

○ 処理期間の短縮について、同期間の短縮及び進捗状況の情報提供につき、検討する【2019 年度】。

○ 申請書類の提出について、郵送による申請書類・添付書類の提出を可能とした。【2017 年度中に実施済み】

国際観光ホテル整備法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 経営状況報告

① 手続の概要

国際観光ホテル整備法第 44 条第 1 項及び国際観光ホテル施行規則第 37 条第 1 項の規定に基づき、登録ホテル及び旅館は毎事業年度終了後 3 か月以内に経営状況報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を観光庁長官に提出する。

② 電子化の状況

経営状況報告書を書面で提出。（当該経営状況報告書の様式は観光庁WEBサイトにてダウンロード可能。）

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 経営状況報告

- 経営状況報告書が観光庁WEBサイトにてダウンロード可能である旨を登録ホテル及び旅館に対して周知した【2017 年度中に実施済】。
- 観光庁WEBサイトにおいて、当該経営状況報告書に添付すべき書類を貸借対照表、損益計算書その他経営状況を示す資料と具体的に記載した【2017 年度中に実施済】。

旅行業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 登録事項の変更の届出

① 手続の概要

旅行業法第6条の4第3項の規定に基づき、旅行業者の名称、営業所の所在地等の変更があった場合に観光庁長官に届け出る。

② 電子化の状況

旅行業法施行規則第4号様式及び第5号様式により書面で提出。申請様式のWordファイルを観光庁WEBサイトにおいて掲載。

(2) 取引額の報告

① 手続の概要

旅行業法第10条の規定に基づき、事業年度終了後100日以内にその事業年度における旅行者との取引額を観光庁長官に報告する。

② 電子化の状況

旅行業法施行規則第6号様式により書面で提出。申請様式のWordファイルを観光庁WEBサイトにおいて掲載。

(3) 旅行業約款の変更の認可

① 手続の概要

旅行業法第12条の2第1項の規定に基づき、旅行業者が旅行者と契約する旅行業務の取扱いに関する契約に関し定めた旅行業約款を変更する場合に観光庁長官の認可を受ける。

② 電子化の状況

旅行業約款変更認可申請書を書面で提出。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 登録事項の変更の届出

(2) 取引額の報告

(3) 旅行業約款の変更の認可

○ (1)、(2)について、2017年12月に観光庁WEBサイトにおいて申請様式のWordファイルを掲載した【2017年度中に実施済】。

○ (3)について、記入例を作成し、観光庁WEBサイトにおいて掲載した【2018年度中に実施済】。

以上